

# 基金だより

Vol.66

発行／東日本硝子業厚生年金基金

平成21年4月27日

## CONTENTS

事業状況	平成21年度事業計画及び予算等のお知らせ……………1
	積立水準回復計画について／規約・規程の一部変更について…4
お知らせ	企業年金の財政運営に係る緊急対策要望を提出……………4
	住所変更などの届出を忘れずに！……………5
解説	「ねんきん定期便」が届きます ……………6
事業統計	主要事業事項の傾向／年金資産額と運用利回り……………8

## 平成21年度事業計画及び予算等のお知らせ

当基金の平成21年度の事業計画及び予算をはじめとする下記の報告事項及び議案事項が、去る2月24日に開催された第93回代議員会において慎重に審議された結果、全会一致で議決・承認されましたのでご報告いたします。

### ◆報告事項

- 報告第1号 年金事業の実施概況について
- 報告第2号 理事長専決処分による規約変更等について

### ◆議案事項

- 議案第1号 平成21年度予算について
- 議案第2号 積立水準回復計画について
- 議案第3号 規約・規程の変更について

## 事業計画（重点事項）

- ①国との記録突合への対応 ②年金資産の効率的運用 ③掛金の滞納事業所への督促強化

## 予 算

平成21年度予算は、国の予算編成方針に基づき積算されていますが、年金経理では、昨今の運用環境の悪化により平成20年度の運用については大幅なマイナスで着地する見通しであり、それを加味し平成20年度の運用利回り推計を▲19%で算出、その結果、平成20年度の決算見込みは、70億円の不足金が生じ、繰越不足金は107億円、年金資産額は240億円弱に減少するという厳しい見込みに基づき平成21年度予算の推計を行いました。また、運用コンサルタントについては継続することとし予算計上しました。

業務会計では、事務費における定期昇給の凍結、人員の補充、法律改正等のシステム費用などのほか、国の実施が遅れている国の記録との突合作業も平成21年度中に開始される見込みで、それに係る通知やプログラム開発費用等の見込額を費用計上しました。

# 年金経理

年金給付や年金資産の管理運用を行う経理です。

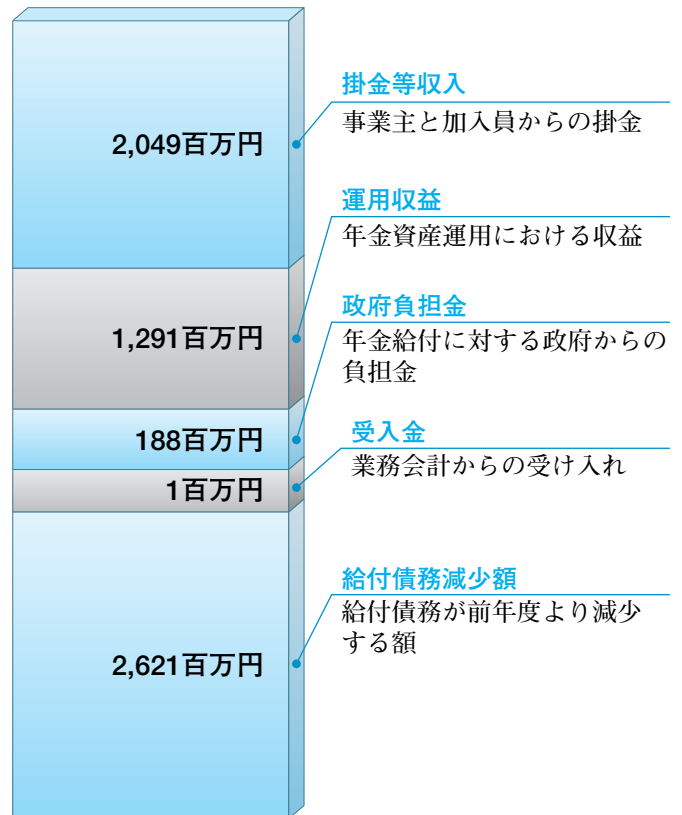
## ●平成21年度の収支状況（予定損益計算書）

（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

### 費用勘定 6,150百万円



### 収益勘定 6,150百万円



## ●資産と負債の状況（予定貸借対照表）

厚生年金基金の財政バランスを検証する指標のひとつに「給付債務」があります。この給付債務とは、将来の給付に備えて基金が現時点で保有すべき数理上の債務額で、その内訳として、基金独自の上乗せ部分に係る「数理債務」と国の代行

部分に係る「最低責任準備金」があります。

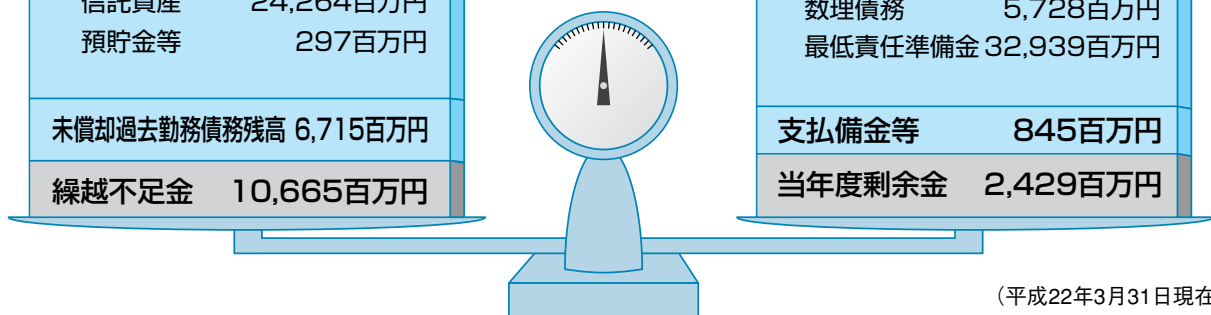
具体的には「年金資産＋未償却過去勤務債務残高」と「給付債務＋支払備金等」を比較し、前者の額が大きければ剰余金、後者の額が大きければ不足金を予算に計上することになります。

### 資産勘定 41,941百万円

年金資産	24,561百万円
信託資産	24,264百万円
預貯金等	297百万円
未償却過去勤務債務残高	6,715百万円
繰越不足金	10,665百万円

### 負債勘定 41,941百万円

給付債務	38,667百万円
数理債務	5,728百万円
最低責任準備金	32,939百万円
支払備金等	845百万円
当年度剰余金	2,429百万円



（平成22年3月31日現在）

## 業務経理・業務会計

基金を運営するための経費を処理する会計です。  
今年度も経費の縮減に努めます。

予定損益計算書 (平成21年4月1日～平成22年3月31日)

予定貸借対照表 (平成22年3月31日現在)

費用勘定		収益勘定		資産勘定		負債勘定	
事務費	63,808千円	掛金収入	85,554千円	預貯金	142,936千円	預り金	79千円
代議員会費	2,076千円			未収事務費掛金	8,511千円	引当金	7,057千円
機械処理経費	7,722千円			未収金	800千円	未払金	181千円
繰入金	227千円			有価証券	20,000千円	繰越剰余金	157,407千円
雑支出	5,008千円					当年度剰余金	7,523千円
当年度剰余金	7,523千円	延滞金・受取利息及び配当収入	810千円				
合計	86,364千円	合計	86,364千円	合計	172,247千円	合計	172,247千円

## 業務経理・福祉施設会計

種々の福祉事業を行う会計です。  
業務会計同様、経費の縮減に努めます。

予定損益計算書 (平成21年4月1日～平成22年3月31日)

予定貸借対照表 (平成22年3月31日現在)

費用勘定		収益勘定		資産勘定		負債勘定	
事務費	8,583千円	受取利息及び配当収入	1,350千円	預貯金	38,357千円	引当金	54,919千円
福祉給付金	2,700千円			未収福祉施設掛金	13千円	基本金	800,900千円
雑支出	4,240千円	当年度不足金	14,173千円	有価証券	472,770千円	繰越剰余金	147,609千円
合計	15,523千円	合計	15,523千円	固定資産	478,115千円		
				当年度不足金	14,173千円		
				合計	1,003,428千円		
						合計	1,003,428千円

### 基金ひとくちメモ

## 基金の予算について

基金の予算は、年金経理と業務経理からなっています。年金経理は、お預かりした掛金などと、将来お支払いする年金などに関するものです。業務経理は、業務会計と福祉施設会計に分かれ、業務会計は事務費など基金運営に関すること、福祉施設会計は広報や各種給付金に関することを扱っています。

中心はやはり年金経理です。平成21年度の1年間の収支と、その結果、資産と負債がどのくらいになるかのバランスを見ます。

収入では、掛金や運用収益などが実際に入ってくる金額として計上されます。支出では、給付費や運用報酬、

移換金が実際に出ていく金額で、さらに将来の給付のための計算上の金額として、数理債務や最低責任準備金の増減額が計上されます。最低責任準備金は国の運用利回りが適用されるので、マイナスのときは減少額となります。そして収入が多い場合には当年度剰余金、支出が多い場合には当年度不足金が計上されます。

その結果が、資産勘定と負債勘定のバランスです。1年間の収支と前年度までの状況をまとめ、ここでの不足金または剰余金が、予算編成上での平成21年度末の財政状況の見込みとなります。

## 積立水準回復計画について

平成19年度決算において非継続基準に抵触し、回復計画の策定が必要となったため、財政運営基準の規定に基づいて下の表のとおり積立水準のシミュレーションを行いました。その結果、公示された国の代行部分の平成21年適用利率がマイナス利回りということもあり、平成28年度で非継続基準の基準値をクリアできる見込みの検証結果となりましたので、代議員会で可決のうえ、厚生労働大臣あて届出を行いました。

(単位：百万円)

	純資産額 ①	最低責任準備金 ②	最低積立基準額 ③	積立水準	
				①/②(基準値=1.05以上)	①/③(基準値=0.90以上)
平成20年度	31,109	34,237	45,760	0.90	0.67
平成21年度	31,897	32,546	44,093	0.98	0.72
平成22年度	32,634	32,179	43,650	1.01	0.74
平成23年度	33,311	31,724	43,079	1.05	0.77
平成24年度	33,914	31,169	42,400	1.08	0.79
平成25年度	34,520	30,571	41,646	1.12	0.82
平成26年度	35,062	29,882	40,845	1.17	0.85
平成27年度	35,554	29,113	39,986	1.22	0.88
平成28年度	36,094	28,335	39,067	1.27	0.92
平成29年度	36,590	27,480	38,095	1.33	0.96
平成30年度	37,092	26,587	37,092	1.39	1.00

平成28年度に 基準値クリア

## 規約・規程の一部変更について (平成21年4月1日施行)

平成21年4月1日に、りそな信託銀行がりそな銀行に合併されることに伴い、規約・規程の条文および別表中の「りそな信託銀行」を「りそな銀行」に変更しました。

### 規約

#### 変更後

(業務の委託)

第65条 この基金は、りそな銀行株式会社に、次の各号に掲げる業務を委託する。

- (1) 年金数理の計算に関する事務
- (2) 年金給付の送金に関する事務
- (3) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年「改正法」という）附則第84条第3項から第5項までの規定による厚生年金保険法の管掌者たる政府からの負担金に関する事務

2 略

3 略

#### 附則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

### 規程

#### 変更後

運用管理規程 別表

運用受託機関	払込割合 (%)	負担割合 (%)	運用管理機関
<u>りそな銀行株式会社</u>	100	100	
みずほ信託銀行株式会社	0	0	
中央三井アセット信託銀行株式会社	0	0	
三菱UFJ信託銀行株式会社	0	0	
大和住銀投信投資顧問株式会社	0	0	<u>りそな銀行株式会社</u>
東京海上アセットマネジメント投信株式会社	0	0	三菱UFJ信託銀行株式会社
ニッセイアセットマネジメント株式会社	0	0	三菱UFJ信託銀行株式会社
パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社	0	0	三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

## お知らせ

### 「企業年金の財政運営に係る緊急対策要望」を提出しました

世界的金融危機という異常事態である一時期を捉えて掛金の引き上げをするのではなく、中長期の財政運営を可能とする弾力的措置が図られるよう、基金関係団体、信託協会、企業年金連合会から厚生労働省年金局長あてに要望書を提出しました。新聞に、1~2年、掛金の引き上げを猶予するとの厚労省の方針が掲載されましたが、何らかの措置がとられるものと思われまます。

確実な年金支給のために

# 住所変更届などの届出を忘れずに！



住所や氏名が変わったときには、その旨を届け出るのを忘れないようにしてください。届出を済ませずにおくと、大切な書類やお知らせが届かなくなります。

## ●手続きをきちんと行いましょう

引っ越し等により住所が変わった場合や、結婚などにより氏名が変わった場合、加入する年金制度についても届出を行う必要があります。厚生年金や厚生年金基金に加入している人については、本人が届け出ではなく、会社の担当者が社会保険庁（社会保険事務所）や厚生年金基金に届け出ることになります。住所や氏名が変わった場合は、すみやかに会社の社会保険事務担当者へ申し出てください。住所変更等の届出を行わないと、年金を受けるために必要な書類や重要なお知らせが社会保険庁や厚生年金基金から届きません。

また、厚生年金基金への加入が10年未満など、短期

で転職したことのある方は企業年金連合会等から年金を受けることとなりますが（当基金の場合、加入期間10年未満でかつ60歳未満で退職した方）、企業年金連合会への住所変更等の手続きは、本人が行います。

会社を退職した人も、会社の担当者が行っていた届出を自分でしなければならないので、注意が必要です。

### ■住所変更などの届出を行わないと届かない書類例

- ・年金を受ける手続きに必要な「年金請求書」
- ・平成21年4月から送付される「ねんきん定期便」

こんなとき、こんな手続きが必要です（在職中に変更があった場合は会社へのみ届出ます）

こんなとき	提出届	届出先
住所が変わった場合	住所変更届	社会保険事務所、厚生年金基金、企業年金連合会
氏名が変わった場合	氏名変更届	社会保険事務所、厚生年金基金、企業年金連合会
被扶養配偶者の住所が変わった場合	第3号被保険者住所変更届	社会保険事務所
会社を退職した場合※	種別変更届	市区町村役場の年金課など

※20歳以上60歳未満で国民年金に加入する場合。

## ◆事業主のみなさんへ◆

上記のように、年金を受ける手続きに必要な書類やお知らせが正しく送られるには、国や厚生年金基金へ正確な住所を届け出ておくことが必要です。

社会保険庁では、各種届出に基づいて従業員とその配偶者のみなさんの住所を管理していますが、実際の住所と異なることがあります。そのため、正確な住所

に訂正することを目的として、事業主のみなさんから依頼に基づき、住所一覧表を提供しています。住所の確認にご活用ください。

住所一覧表の提供を希望される場合は、管轄社会保険事務所にお問い合わせください。

平成20年度・主要事業概況（平成21年3月末）

事業所数	加入員数	平均標準給与月額	受給者数	平均年金額	慶弔金
240事業所	男子 4,983人 女子 2,226人 計 7,209人	男子 343,110円 女子 230,093円 計 308,213円	5,847人	494,613円	95件 140万円

# 「ねんきん定期便」が届きます

平成21年度より、社会保険庁では「ねんきん定期便」の送付を開始します。「ねんきん定期便」は、昨年までに送られた「ねんきん特別便」とは別のもので、今後は毎年度送られます。



## 「ねんきん定期便」とは？

「ねんきん定期便」は、これまでの保険料納付実績や将来の年金見込額等をお知らせするもので、約7,000万人いるといわれる国民年金や厚生年金保険の全ての加入者（被保険者）を対象に、毎年度1通ずつ加入者本人の誕生日に送付されます。

「ねんきん定期便」は①50歳未満の方用、②50歳以上の方用、③年金受給者であり現役加入者の方用の3種類に分かれています。通知される内容は次のようになっています。

### ●平成21年度に送られる内容

- 1.年金加入期間（加入月数や保険料納付済月数）
- 2.保険料納付額の目安（基金代行分を除く加入者負担分）
- 3.50歳未満→加入実績に応じた年金見込額  
50歳以上→現在の年金制度に加入しつづけた場合の将来の年金見込額  
※すでに年金受給中の方には通知されません。

- 4.年金制度への加入履歴（加入制度、事業所の名称、資格取得・喪失年月日）
- 5.厚生年金保険の全加入期間における標準報酬月額・賞与額（月ごと）、または国民年金の全加入期間における保険料納付状況（月ごと）

### ●平成22年度以降に送られる内容

- 1.上記の項目のうち年金加入期間、保険料納付額、年金見込額を最新の情報に更新して通知
- 2.上記の項目のうち厚生年金保険の標準報酬月額・賞与額、または国民年金の保険料納付状況について、直近の1年分の情報を通知
- 3.年金制度の上で節目の年齢である35・45・58歳になった方には、平成21年度と同様の内容を、最新の情報に更新して通知

## 「ねんきん定期便」の主な内容について（50歳未満の方）

- 1 これまでの年金加入期間…国民年金や厚生年金保険など年金制度への加入期間が表示されます
- 2 これまでの加入実績に応じた年金額

(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年額)	〇〇〇〇〇〇円
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年額)	〇〇〇〇〇〇円
これまでの加入実績に応じた老齢年金額 【老齢基礎年金+老齢厚生年金】	(年額)	〇〇〇〇〇〇円

この年金額は、これまでの加入実績に基づいて計算しているため、今後の加入実績に応じて年金受給額は変化します。また、老齢厚生年金額は、厚生年金基金の代行部分を含めた額を表示しています。

### (参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金（第1号被保険者期間の保険料納付額）	(累計額)	〇〇〇〇〇〇円
(2) 厚生年金（厚生年金被保険者期間の保険料納付額）	(累計額)	〇〇〇〇〇〇円
これまでの保険料納付額 【国民年金・厚生年金合計】	(累計額)	〇〇〇〇〇〇円

厚生年金の保険料については、加入者（被保険者）負担分のみを表示しています。また、厚生年金基金に納付された保険料額（免除保険料）を除いて計算しています。

## 「ねんきん定期便」の主な内容について（50歳以上の方）

- 1 これまでの年金加入期間…左頁の「50歳未満の方」と同様です。
- 2 老齢年金の見込額

年金を受けられる年齢		〇〇歳	〇〇歳	〇〇歳
年金の種類と年金額（見込額）	基礎年金			老齢基礎年金 〇〇〇〇円
	厚生年金	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) 〇〇〇〇円	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) 〇〇〇〇円 (定額部分) 〇〇〇〇円	老齢厚生年金 (報酬比例部分) 〇〇〇〇円 (経過的加算部分) 〇〇〇〇円
年金額（見込額）		〇〇〇〇円	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円

「老齢年金の見込額」は、現在の加入状況を一定年齢まで延長して計算しているため、実際の年金額とは異なる場合があります。また、厚生年金基金の代行部分を除いた額を表示しています。

（参考）これまでの保険料納付額…左頁の「50歳未満の方」と同様です。

## 厚生年金保険の標準報酬月額、保険料の納付額の一覧

※全ての方に通知されます。他に、国民年金保険料の納付状況も併せて通知されます

毎月の厚生年金保険料は、加入者（被保険者）の報酬（標準報酬月額）に加入当時の保険料率を掛けて計算され、事業主と加入者が折半負担しています。

報酬（標準報酬月額）をご確認いただき、加入当時の実際の報酬と大きく異なる場合には、年金加入記録回答票にその旨を書き入れて、返送してください。

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
※ブランク（空白）の月については、厚生年金保険に加入していない月となりますが、国民年金または共済組合等に参加している月の場合も、同様にブランク（空白）で表示されていますので、「年金加入履歴」とあわせてご確認ください。														
	標準報酬標準賞与納付額													
	標準報酬標準賞与納付額													
	標準報酬標準賞与納付額													

## 「ねんきん定期便」を受け取ったら

加入履歴や標準報酬月額など、記載されている内容について記載もれがないか、または間違いはないかなどを十分に確認する必要があります。

### 1. もれや間違いがあった場合

同封されている「年金加入記録回答票」に、修正・追加の必要な記録について内容を記載し、同封の返信用封筒で回答してください。

### 2. もれや間違いがない場合

回答の必要はありません。ただし、「ねんきん定期便」に未回答の方など、水色の「回答票」が同封されていた場合は、「訂正なし」として必ず回答してください。

### 3. 58歳の方の場合

もれや間違いがあってもなくても、必ず回答してください。

## 厚生年金基金に加入している場合は？

### 年金見込額について

基金の年金のうち、国の厚生年金保険を代行する部分（代行部分）は、基金や企業年金連合会から支払われる年金です。そのため、50歳以上の方の「ねんきん定期便」に表示された年金見込額は、代行部分をあらかじめ除いた額となっています。ただし、50歳未満の方の年金見込額については、代行部分も含めて計算されています。

### 年金加入履歴について

国の厚生年金保険への加入期間のうち、厚生年金基金への加入期間については、「年金加入履歴」の中に（ ）で表示されています。

「ねんきん定期便」へのお問い合わせは

「ねんきん定期便専用ダイヤル」へ

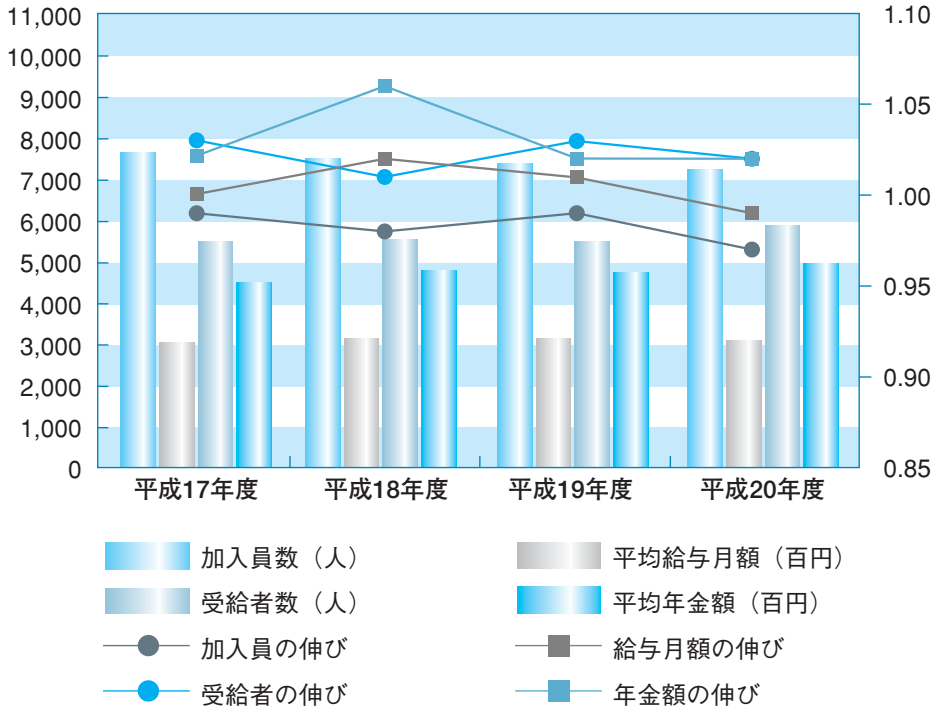
☎0570-058-555

【IP電話・PHSからは03-6700-1144へお電話ください】

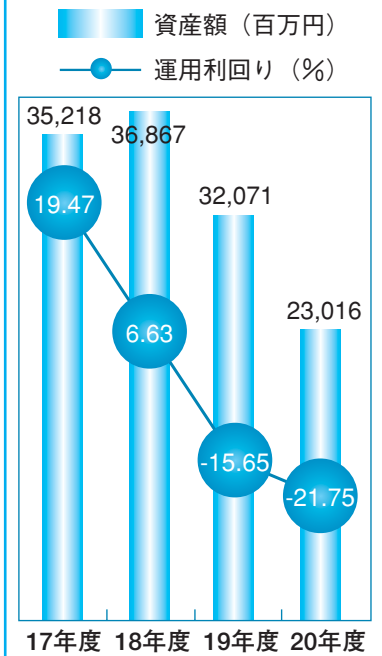
# 事業統計

年金受給者数、平均年金額の増加、加入員数の減少により、さらに成熟度が上昇

## 主要事業事項の傾向



## 年金資産額と運用利回り



「年金はいくらもらえるの?」「在職老齢年金ってどういうもの?」「基金や国の年金制度はどんなもの?」など、年金のことならなんでもご相談ください。

## 年金相談コーナー

来所、電話、ファクシミリ、手紙、当基金ホームページ等によりご利用ください。

TEL 03-3633-6445

FAX 03-3633-7125

E-mail info@glskkn.com



## ガラス基金ホームページ

東日本硝子業厚生年金基金では、ホームページを開設してインターネット上で各種の情報をご提供しております。ホームページの開設内容は以下のとおりです。皆さん、是非ご利用ください。

アクセスは <http://www.glskkn.com/>

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基金の概要</li> <li>● 規約と規程</li> <li>● 予算と決算</li> <li>● 給付のしくみ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金のご相談 (24時間)</li> <li>● 基金の現況</li> <li>● 広報誌関係</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種届出様式</li> <li>● 掛金額表</li> </ul> <p>etc</p> |
|---|---|---|

